

開議 午前10時00分

---

○高橋ひでとし委員長 ただいまより、総務常任委員会を開会いたします。

本日の出席委員は、全員です。

それでは、会議を進めてまいります。

初めに、1、請願・陳情議案の審査についてを議題といたします。陳情第21号、旭川市神居古潭及び旭川駅裏における防犯カメラ及び夜間照明の設置を求めることについてに関わりまして、ここで委員会を休憩し、陳情提出者から趣旨・補足説明を受けることといたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時01分

---

再開 午前10時12分

○高橋ひでとし委員長 再開いたします。

ただいま趣旨・補足説明を受けた陳情第21号につきまして、委員の皆様から特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋ひでとし委員長 なければ、この件につきましては、ただいま説明を受けたばかりでありますことから、本日のところは陳情の判断を保留とすることによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○高橋ひでとし委員長 それでは、今回は保留とさせていただきます。

次に、2、令和7年第4回定例会提出議案についてを議題といたします。議案第1号、議案第2号、議案第12号ないし議案第15号、議案第17号、議案第19号及び議案第28号ないし議案第39号の以上20件につきまして、理事者から説明願います。

○熊谷総合政策部長 議案第1号及び議案第2号の令和7年度旭川市一般会計補正予算につきまして、補正予算書で御説明申し上げます。

初めに、旭川市一般会計補正予算（第4号）と記載されております補正予算書の1ページを御覧ください。

議案第1号、令和7年度旭川市一般会計補正予算につきましては、福祉灯油購入助成費及び子育て世帯生活応援給付金支給費で、歳入歳出予算の総額に、それぞれ8億8千944万7千円を追加するものでございます。

本委員会の所管に関わりましては、補正予算書の3ページの事項別明細書、歳入にお示しいたしておりますもののうち、17款国庫支出金で1億4千706万4千円、21款繰入金で7億4千238万3千円をそれぞれ追加するものでございます。

次に、旭川市一般会計補正予算（第5号）ほか9会計の補正予算が記載されております補正予算書の1ページを御覧ください。

議案第2号、令和7年度旭川市一般会計補正予算につきましては、管理費など200事業で、歳入歳出予算の総額に、それぞれ9億8千828万9千円を追加するものでございます。

本委員会の所管に関わりましては、18ページから30ページの事項別明細書、歳出にお示しい

たしております事業のうち、18ページから20ページにわたりますが、2款総務費では、1項1目の管理事務費で47万2千円、2目の人事管理費で23万2千円、職員活性化推進費で4万8千円、給与管理費で15万7千円、職員福利厚生費で10万1千円、3目の管理事務費で30万4千円、4目の市民参加推進費で15万7千円、5目のうち、交通安全対策費で80万4千円、7目の管理事務費で31万5千円、8目の庁舎管理費で159万8千円、車両管理費で94万2千円、9目の旭川市史デジタルアーカイブ推進費で2万7千円、地域振興行政費で15万8千円、東京事務所運営費で13万7千円、情報共有化促進費で21万1千円、企業版ふるさと納税推進費で21万2千円、14目の減債基金積立金で247万3千円、20ページ、4項3目の市長・市議補選挙執行費で81万5千円、参議院議員通常選挙執行費で101万3千円、5項2目の統計調査費で2万4千円、令和7年国勢調査費で106万5千円、次に、20ページから23ページの3款民生費では、22ページの2項1目のうち、女性相談事業費で44万円、23ページから25ページの4款衛生費では、25ページの4項1目の下水道事業会計負担金で252万6千円、5項1目の病院事業会計負担金で6千600万5千円、病院事業会計補助金で152万8千円、26ページから27ページの8款土木費では、27ページの5項1目のうち、都市計画調査費で4万7千円、9款消防費では、1項1目の総合防災センター管理費で53万6千円、管理事務費で406万4千円、29ページの13款職員費では、1項1目の給料及び諸手当で4億6千679万6千円、給与及び費用弁償で3千375万1千円、2目の共済組合等事業主負担金で4千378万5千円をそれぞれ追加するものでございます。

歳入につきましては、13ページから17ページの事項別明細書、歳入にお示しいたしておりますもののうち、13ページから14ページの17款国庫支出金では、2項1目の社会保障・税番号制度個人番号カード関連事務補助金のうち、個人番号カード交付事務費補助金で21万1千円、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で105万3千円、2目のうち、女性支援推進等事業費国庫補助金で21万9千円、14ページ、3項1目の参議院議員通常選挙執行費委託金で101万3千円、15ページから16ページの18款道支出金では、16ページの3項1目の統計調査費委託金で108万9千円、19款財産収入では、1項2目の普通財産収入で247万3千円、21款繰入金では、1項1目の財政調整基金繰入金で3億6千273万4千円、22款繰越金では、1項1目の前年度繰越金で5億2千422万3千円をそれぞれ追加するものでございます。

続きまして、公立大学法人旭川市立大学に関連する議案第28号及び第29号、並びに第30号について御説明申し上げます。

最初に、議案第28号、公立大学法人旭川市立大学定款の変更について御説明申し上げます。この議案は、令和8年4月に予定しております旭川市立大学地域創造学部開設等に向けて、公立大学法人旭川市立大学の安定的な運営のため、地方独立行政法人法第8条第2項の規定に基づき、当該法人の定款の変更について、議会の議決を求めようとするものでございます。

次に、議案第29号、公立大学法人旭川市立大学が徴収する料金の上限の変更の認可について御説明申し上げます。この議案は、令和8年4月から、旭川市立大学短期大学部の幼児教育学科がこども地域学科に名称変更されることに伴い、地方独立行政法人法第23条の規定に基づき、本市が旭川市立大学短期大学部に係る料金の上限の変更の認可を行うために、議会の議決を求めようとするものでございます。

次に、議案第30号、公立大学法人旭川市立大学中期目標の変更について御説明申し上げます。この議案は、公立大学法人旭川市立大学が、6年間の期間において達成すべき業務運営に関する目標である中期目標の変更について、地方独立行政法人法第25条及び第78条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。

続いて、議案第32号から第39号の連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更につきまして、御説明申し上げます。旭川大雪圏域連携中枢都市圏における取組につきましては、毎年度見直しを行うこととされており、連携協約を締結しております鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町及び美瑛町の8町と協議を行い、令和8年度以降に実施する取組などについて、合意に達しましたことから、それぞれ連携協約の一部を変更する協約を締結しようとするものでございます。

新たな連携を行う取組は、鷹栖町、東神楽町、東川町及び美瑛町と連携する家具等の製造技術の振興であり、旭川市工芸センターにおいて研修会や技術指導等を実施するとともに、関連の情報を共有することにより、圏域における家具等の製造技術の振興を図るものでございます。

また、既存の取組の変更は1件で、8町と連携しております子育て支援体制の充実について、小学生までの子どもの病気時や緊急時の預かり及び送迎を行う上川中部こども緊急さばねっと事業を、小学生までの子どもの日常的な預かりや送迎を行う旭川市ファミリーサポートセンター事業に統合し、子どもの日常的な預かりや送迎に係る支援を8町に拡充するものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○浅利行財政改革推進部長 本定例会の提出議案のうち、議案第12号、旭川市事務分掌条例等の一部を改正する条例につきまして、御説明を申し上げます。

これは、令和8年4月1日付で行う組織改正に伴い、旭川市事務分掌条例等の一部を改正しようとするものでございます。機構改革に当たりましては、魅力ある都市の市役所としての機能強化と持続可能な行政運営というテーマに基づきまして検討をしてまいったところでございます。これに伴いまして、市長の権限に属する事務を分掌するための組織として置く部の名称及びその分掌する事務を変更しようとするもので、現行条例では18部を設けているものを、事務分掌を再編することなどで15部を設けようとするものでございます。またあわせて、その関連する条例につきまして、所要の改正をしようとするものでございます。

条例の施行日は令和8年4月1日としております。

以上でございます。

○片岡女性活躍推進部長 議案第13号、旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その内容を御説明申し上げます。

本案は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴うもので、母子生活支援施設長及び母子支援員の資格に新たな公的資格、こども家庭ソーシャルワーカーの有資格者を追加する改正を行うものでございます。

施行日は令和8年3月1日としております。

○和田総務部長 提出議案のうち、総務部所管に関わります議案につきまして、御説明を申し上げます。

初めに、議案第14号、旭川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

の制定につきましては、国家公務員の給与改定に準じた措置を講じる改正を行おうとするものでございます。

次に、議案第15号、旭川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国家公務員の給与改定に準じて職員の給料月額、期末手当及び勤勉手当の支給割合、通勤手当をそれぞれ引き上げるほか、寒冷地手当の支給方法を一括支給から分割支給に変更する改正を行おうとするものでございます。

次に、議案第17号、旭川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国家公務員に準じて改正される一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合に鑑み、特別職の期末手当の支給割合を引き上げる改正を行おうとするものでございます。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○河端消防長 本定例会提出議案のうち、消防本部に関わります議案第19号、旭川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明申し上げます。

本議案につきましては、消防法に基づく関係省令等の一部改正に伴い、林野火災に関する注意報等の発令や、発令中の火の使用の制限など、林野火災の予防のための必要な規定の整備のほか、屋外テントなどに設置する、定格出力6キロワット以下、かつ、薪または電気を熱源とする放熱設備を簡易サウナ設備と新たに定義し、関係する火災予防上の規定を整備するなど、所要の改正を行おうとするものでございます。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○松本総務部総務監 議案第31号、契約の締結につきまして御説明申し上げます。

工事名、旧第三庁舎解体工事につきましては、契約金額3億4千12万円で、荒井建設株式会社ほか1社で構成する荒井・タカハタ共同企業体と契約を締結しようとするもので、契約の方法は条件付一般競争入札でございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○高橋ひでとし委員長 ただいまの説明につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋ひでとし委員長 なければ、本日のところは説明を受けたということにとどめておきたいと思います。

議案の説明に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、3、報告事項についてを議題といたします。

まず、使用料・手数料の見直し案に対する意見提出手続について、理事者から報告願います。

○熊谷総合政策部長 使用料・手数料の見直し案に対する意見提出手続について御説明申し上げます。

使用料、手数料の見直しに関する取組につきましては、本年9月22日の本常任委員会で、スケジュール等を御報告させていただきましたが、本日は、11月21日から12月29日までの期間で実施しております意見提出手続について御報告いたします。

総務常任委員会が所管する使用料、手数料につきましては、総合防災センターコミュニティホール使用料や、開発行為許可申請手数料などがあり、関連する部局は、地域振興部、総務部、消防本部となります。本日の報告は、使用料、手数料の見直しの全体概要となりますので、総合政策部

から御説明させていただきます。

それでは、使用料・手数料の見直し案を御覧ください。資料は3種類ございまして、資料1は、使用料・手数料の見直し案の概要、資料2は、使用料一覧、資料3は、手数料一覧となっております。本日は、資料1で見直し案の概要を御説明いたします。

まずは1ページを御覧ください。ページ上段の中ほどに記載しておりますが、前回は、令和2年4月に見直しを行っており、本来、令和6年度が本市の「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針に基づく見直しの時期でございましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、料金設定のための適切なコスト算定ができなかつことなどから実施を見送り、今回、令和8年10月からの新料金適用に向けて見直し案を作成したものでございます。

ページの左下になりますが、見直しの対象といたしましては、取組指針の対象となる公の施設の使用料、手数料のほか、対象外ではありますが、取組指針に準じて算定等を行った施設の料金改定も併せて行います。取組指針の対象では、使用料で、専用使用料が99施設の1千143項目、個人使用料が40施設で264項目、機械使用料が2施設、74項目、手数料で1千73項目となっております。また、取組指針の対象外では、総合防災センターや北消防署の貸室料金や、旭山動物園の入園料の改定を行います。

右側の今後の取組につきましては、最後に御説明いたします。

次に、2ページを御覧ください。こちらは料金の算定方法の説明になります。算定方法は、取組指針に基づくものとなっており、今回は、使用料、手数料のいずれも令和4年度から令和6年度までの実績を基に算定しております。なお、改定料金は、改定前の料金の1.5倍が上限となります。

次に、3ページを御覧ください。左側上段になりますが、今回の見直しによる改定後の料金の増額、減額などを集計した表となっております。使用料では約90%の項目で増額、手数料では約83%の項目で増額の改定となっております。また、手数料の増額には、燃やせるごみ、燃やせないごみの指定ごみ袋の料金も含まれております。

下段は、生活保護世帯に対する一般廃棄物処理手数料の減免について、これらの経費は、生活扶助に含まれていると考えられることなどから、今後、制度の在り方について検討を進めます。

右側は、パークゴルフ場についてありますが、利用者がここ10年間で大きく減少していることや、維持管理経費が年々増加していることから、施設の集約化など、パークゴルフ場全体の在り方について検討が必要であるため、今回は料金改定を行わず、将来の施設の在り方と併せて、今後、改定時期等について検討を進めます。

各使用料、手数料の料金改定の詳細につきましては、資料2と資料3にまとめております。

最後に、今後のスケジュールでございますが、1ページに戻っていただき、下段の右側を御覧ください。パブリックコメントに併せて、全体説明会、各施設で個別説明会を開催いたします。その後、市民の皆様からいただいた様々な御意見等を勘案しながら、料金改定の最終案を取りまとめ、来年6月の定例市議会に関連する議案を提出し、令和8年10月から新料金を適用したいと考えております。なお、旭山動物園の入園料や指定ごみ袋、粗大ごみ処理手数料などは、時期の例外として、新料金の適用時期を別途設けております。

使用料・手数料の見直し案の概要は以上でございます。

なお、本日の報告につきましては、個別の使用料、手数料として関連がございますことから、民

生、経済建設、子育て文教の各常任委員会におきましても資料を配付するとともに、同様の報告をすることとしております。

報告は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○高橋ひでとし委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

○まじま委員 今、使用料、手数料の見直しについて報告を受けました。

改めてですけれども、今回の使用料、手数料の見直しで増額になった割合と、減額になった割合について、再度お示しをいただきたいと思います。

○今田総合政策部財政課主幹 今回の使用料、手数料の改定案では、使用料1千498項目のうち1千347項目で増額となり、その割合は90%となっております。また、手数料につきましては、1千73項目のうち893項目で増額となり、その割合は83%となっております。

○まじま委員 今、答弁いただきましたように、使用料で90%が負担が増えるということですね。手数料については83%、これが負担が増えるということで示されました。

それで、今回の改定で収入がどのくらい増えると見込んでいるのか、お示しをいただきたいと思います。

○今田総合政策部財政課主幹 令和6年度決算の実績値をベースとした単価の置き換えによる試算では、使用料のうち、旭山動物園の入園料を除いた施設等の使用料で1億1千万円の増、旭山動物園の入園料で4億1千万円の増を見込んでおります。また、手数料では、指定ごみ袋の料金改定で2億5千万円の増、それ以外の各種手数料で1億9千万円の増を見込んでおります。

○まじま委員 繰り返しますけれども、使用料は、旭山動物園を抜いたところで1億1千万円増えると。で、旭山動物園で4億1千万円増えると。さらには、手数料で、ごみ袋、この部分で2億5千万円増える。それ以外の手数料で1億9千万円と、すごい大きな金額の負担が市民にとっては増えるということなんですよね。これは、行革プログラムに載っている部分なのかなとも思いますけども、使用料、手数料について、行革プログラムではどのように触れているのか、お示しをいただきたいと思います。

○今田総合政策部財政課主幹 行財政改革推進プログラム2024では、一般会計における施設使用料と手数料の合計で、单年度5億円の增收を見込んでおります。

○まじま委員 行革プログラムでは5億円を見込んでいるんだけれども、今の御答弁では、それ以上の金額が増えるっていうことだったのかなというふうに思います。

多くが負担が増えるということで、前回の改定だったと思いますけども、パークゴルフ場の料金の負担が増えて、利用者の数が大きく減ったっていうことがあったかと思います。そのためか、市長は、今回の公約に料金を減らす方向を示されたのかなというふうに思っています。今回も負担増が多くありますが、逆に、多く上げ過ぎて、市有施設の利用が落ち込むという可能性も出てくるんじゃないかなと思います。そうした場合に、例えば指定管理者がある場合は、市が委託料を多く支払う逆の効果につながってしまうんじゃないかと思いますが、その点について見解を伺いたいと思います。

○小澤総合政策部次長 まず、パークゴルフ場の年間利用者数でございますけれども、10年前の平成27年度で24万2千人でございましたが、コロナ禍になる直前の令和元年度で19万2千人、令和6年度で10万3千人と、この10年間で5割以下となっており、高齢者等の趣味やスポーツ

の多様化、あと周辺自治体における施設の整備状況、利用料金の改定など、様々な要因が関係しているものというふうに認識をしております。

仮にですけれども、料金の増額改定によって利用者が減少し、料金収入全体が減少となる場合、利用料金制で運営している施設においては収支が悪化することになりますので、市が支払う指定管理料が増えるということも想定はされるところでございます。

○まじま委員 パークゴルフについてはね、例示として挙げただけなので、そこまで詳しい答弁は求めてはいなかつたんですけども、触れていただきましてありがとうございます。

それで、今、言われたように、指定管理料を多く支払うことも可能性としてはあるということをお認めになりましたけど、次に、今回の使用料、手数料の見直しが、市民サービスの向上にどうつながっていくのか、その点についてお聞きしたいと思います。

○小澤総合政策部次長 今回の料金改定につきましては、最新のコストを反映することで、より一層の受益と負担の適正化が図られるものでございまして、特に使用料の改定では、さらなる市民サービスの向上のため、利便性を高める施設修繕や計画的な備品の更新などを行いつつ、できる限りコストの抑制も図りながら、安定的な施設運営につなげてまいりたいというふうに考えております。

○まじま委員 利便性があるよっていうふうに、今、述べていただきましたけど、施設の修繕とか計画的な更新って本当につながっていくのかなと。これまでもいろんなところの施設の老朽化対策、十分にやられてきたんですかって聞いても、十分だったとは思えないという答弁だったかなと思うんですね。

次に行きたいと思います。さっき、御報告がありましたけど、12月29日までパブコメを実施すると、さらに今日と29日ですか、文化会館で説明会を行われるということで、周知も図っていくということは述べられていましたけど、過去にも、パブコメの意見で素案を見直した経過があつたと思います。いろんな意見が寄せられると思いますけども、その市民意見をしっかりと受け止めて、市民意見に寄り添って、この素案を見直す気持ちがあるのかどうか、最後に伺っておきたいと思います。

○熊谷総合政策部長 使用料、手数料につきましては、本日の資料にも記載しておりますが、受益者に対し、その受益に応じた一定の負担を求ることにより、サービスを利用する方と利用しない方との負担の公平性を確保する、そういう観点から、4年をめどに必要な見直しを行うことを基本としております。今回の料金改定の最終案につきましては、こうした受益者負担の原則を踏まえた中で、現在実施中のパブリックコメントや、今後行う説明会、そういうことを通じて、市民の皆様から寄せられた御意見、御要望のほか、附属機関からの御意見等も勘案しながら取りまとめてまいりたいと考えております。

○高橋ひでとし委員長 他に御発言ございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋ひでとし委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、地域集会施設の活用に関する実施計画（改訂案）に対する意見提出手続について、理事者から報告願います。

○浅利行財政改革推進部長 地域集会施設の活用に関する実施計画（改訂案）に対する意見提出手

続につきまして、御報告を申し上げます。

本件は、今ほど説明のございました使用料、手数料の見直しと重なる内容もあることから、併せて取組を進めてきておりまして、こちらも同様に、11月21日から12月29日までの期間で意見提出手続を実施しております。

それでは、配付資料3種類のうち、概要版を御覧いただきたいと思います。

まず、地域集会施設は、表紙の下段のとおり、住民センターや公民館など6類型34施設で構成されております。

以降は、資料のページ番号に沿って御説明を申し上げたいと思います。1ページ目を御覧ください。地域集会施設については、平成31年2月に策定しました地域集会施設の活用方針を基に、令和元年8月に取組内容を整理した地域集会施設の活用に関する実施計画を策定したところであり、使用料、手数料の見直しと併せて、第1段階を令和2年4月から実施し、今回、来年10月からの料金改定に合わせて、第2段階の取組を整理し、改訂案としたところでございます。

2ページ目を御覧ください。このページ以降は（1）から（7）の取組ごとに、第1段階、第2段階、その次の第3段階などの取組をまとめており、主な内容を御説明申し上げます。

まず（1）設置目的・名称についてでございます。第1段階で、公民館について、社会教育法に基づく公民館の位置づけを持たないことを含めた検討を実施いたしました。検討の結果、教育委員会が令和5年8月にまとめた「今後の公民館の運営について」において、公民館を社会教育法に基づく施設として維持していく考え方を整理したところであり、今回の第2段階では、これを踏まえ、公民館については社会教育法に基づく位置づけを維持するとしております。

次に、（3）開館時間及び休館日でございます。第2段階におきまして、地区体育センターの開館時間を午後10時までから午後9時までに変更する予定でございます。

3ページを御覧ください。（5）使用料及び利用料金の設定基準等でございます。地域集会施設においても、「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針に基づき算定し、地域集会施設の共通料金としております。料金表が4ページ、5ページ目となります。

続いて6ページを御覧ください。（6）減免についてです。第2段階においては、公民館及び農村地域センターで減額の対象としている社会教育団体、社会福祉団体及び地域自治団体について、現在は、公民館と農村地域センターが別々の基準で運用しておりますが、統一の基準を作成したいと思っております。なお、作成に当たっては、現在対象となっている団体は、引き続き対象となるように整理をいたします。

また、今回の第2段階の後、第3段階に向けての取組となりますが、公民館などで減額の対象となっている生涯学習活動団体について、令和5年度の行政評価や包括外部監査で御意見をいただいていることから、見直しを検討してまいります。

最後に7ページになります。生涯学習の振興になります。生涯学習は、公民館が中心的な役割を担っております、その公民館の現状と課題、今後の方向性について記載しております。

概要版の説明は以上でございます。

改訂案につきましては、先ほど申し上げたとおり、11月21日から12月29日までの意見提出手続のほか、本日とあさっての夜、全体説明会での御意見などを踏まえた上で、附属機関であります行財政改革推進委員会での審議などを経まして、必要な修正を行った後に、令和8年度に改訂

版として策定を予定しております。

なお、本日の報告につきましては、地域集会施設として関連がありますことから、民生、経済建設、子育て文教の各常任委員会におきましても資料を配付するとともに、同様の報告をすることとしております。

報告は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○高橋ひでとし委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋ひでとし委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、旭川空港における「特定利用空港」への対応について、理事者から報告願います。

○三宅地域振興部長 旭川空港における「特定利用空港」への対応について、配付資料に基づきまして報告させていただきます。

今般、国より、旭川空港の特定利用空港への追加に向けた円滑な利用に関する枠組みの確認依頼がありましたことから、本市といたしまして、今後、国との協議を進めてまいりたいと考えております。

初めに、配付資料1ページ目、1、概要です。国は、安全保障環境を踏まえた対応を実効的に行うため、自衛隊、海上保安庁が平素から必要な空港、港湾を円滑に利用できるよう、インフラ管理者との間で円滑な利用に関する枠組みを構築することとし、これらを特定利用空港・港湾としております。同空港・港湾におきましては、民生利用を主としながら、自衛隊、海上保安庁の船舶、航空機の円滑な利用にも資するよう、必要な整備や既存事業の促進を図るとされております。また、今年度から、当該空港・港湾と自衛隊の駐屯地等とのアクセス向上に向け、道路ネットワークの整備を図ることとしております。

次に、2、特定利用空港・港湾の状況であります。令和6年4月1日以降、本年8月29日まで、全国で14空港、26港湾が特定利用空港・港湾となっており、うち道内は、1空港7港湾となっております。

次に2ページ目、3、これまでの経緯でございます。本年6月25日に、内閣官房、国土交通省、防衛省などの関係省庁より、旭川空港を特定利用空港の対象候補として検討しているとの説明を受けました。

主な内容を申し上げます。

選定理由は、近傍に自衛隊駐屯地が所在していることや、災害対応等に効率的な運用が可能となること。また、特定利用空港となった後の自衛隊による訓練は、基本的に年数回程度を想定していること。また、内容や規模によっては、関係自治体への事前説明を行い、空港周辺への影響が最小限となるよう努めていく。また、管理者や運営者、本市とHAP、北海道エアポートとは、年1回以上の意見交換の場を設け、年間スケジュールや概要などを提供して調整を図る。また、特定利用空港となった後は、民生利用を主としつつ、自衛隊、海上保安庁の利用にも資するよう、現在実施中の誘導路の改良や無線施設の更新を中心に、今後も必要に応じて整備の促進を図る。また、国として今後、本市と円滑な利用に関する枠組みに係る確認文書を交わし、令和8年度予算の公表に合わせて特定利用空港の追加を公表したい。

以上が説明を受けた主な内容となっております。

この6月25日、説明を受けた後、これまで市といたしましては、国に対し、空港の運用、運航ダイヤ等への影響、インフラ整備の促進、地域における説明や情報提供などについての確認のほか、管理者及び運営者の意見を考慮した運用の確保や、本市及び東神楽町の住民、その他の関係者の理解を得るための取組の要請を行ってきたところです。

以上のような経緯を経て、このたび、今月11日付であります、関係省庁の連名にて、円滑な利用に関する枠組みを本市との間で確認することの依頼があったところでございます。

最後に、4、今後の対応でございます。本市といたしましては、特定利用空港の受入れに当たっては、空港周辺地域など、本市住民、また東神楽町の関係者の理解を得ることが重要と考えており、国に対して、丁寧かつ十分な情報提供と説明を求めるとともに、空港運営への影響などを踏まえながら、今後も国との協議、調整を進めてまいりたいと考えているところでございます。

報告は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○高橋ひでとし委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

○まじま委員 今、資料に基づきまして御報告いただいたんですけども、何点か確認したいことがあってお聞きしたいと思います。

今、いただいた資料を見ると、令和6年4月から、道内も含めて、加速度的に特定利用空港・港湾が増えているということが見えます。こうした動きを市としてどのように受け止めているのかを伺いたいのと、また今回、旭川空港を特定利用空港に選ぶということの理由について、国からどのような説明を受けているのか、お示しをいただきたいと思います。

○松本地域振興部交通空港課長 特定利用空港・港湾につきまして、国においては、現下の安全保障環境を踏まえ、当該空港・港湾について、民生利用を主としつつも、自衛隊や海上保安庁の航空機、船舶の円滑な利用にも資するよう、必要な整備や既存事業の促進を図ることとしているところです。

本年6月25日に、本市として、国より、旭川空港を特定利用空港の対象候補として検討しているとの説明を受けたところですが、国として、先ほど申し上げましたような考え方に基づき、このたびの対応に至っているものと認識しております。また、旭川空港につきましては、周辺に多くの自衛隊の部隊があり、災害対応等に効率的な運用が可能となることが選定の理由であるとの説明を受けているところであります。

○まじま委員 今の状況をちょっと振り返ってみたいと思うんですけど、この間、上富良野町に長射程のミサイルが配備されること、これが報道機関の報道で明らかになりました。さらには、旭川においては、近文台ですかね、弾薬庫の増設の計画があるっていうことを知りまして、それを踏まえれば、大変危険な方向に進むんじゃないかなというふうに思います。国会でも、この特定利用空港・港湾の利用数が最近明らかになつたんですけど、全国で140回を超えると。しかも、那覇とか熊本の空港は、数を承知していないような感じで、それを合わせると140回はもうかなりオーバーすることが分かっているわけですね。自衛隊が空港を活用するということになれば、旭川空港も攻撃の目標になるんじゃないかなというふうに思うわけです。

この間の経緯とか今後の計画について、詳細な説明を受けているのかどうか、改めてお示しいただきたいと思います。

○松本地域振興部交通空港課長　国においては、特定利用空港・港湾について、国と地方自治体等のインフラ管理者との間で円滑な利用に関する枠組みを設けることとしておりますが、そのような枠組みが設けられた後におきましても、自衛隊や海上保安庁による平素の空港、港湾の利用に大きな変化はなく、そのことのみをもって当該施設が攻撃目標とみなされる可能性が高まるとは言えないと説明をしております。

また、国からは、6月に説明を受けて以降、今後の計画に関わる詳細な事項につきまして、現時点で示すことは難しいため、国とインフラ管理者等との間で必要な意見交換を行う連絡調整体制を構築した上で協議を行いたいとの説明を受けております。

○まじま委員　先ほどの答弁で、民生利用を理由に危険がないというふうに装っているんじゃないのかなというふうに受け止められるんですよね。平素の空港、港湾の利用に大きな変化はないっていうことではありますけども、昨今の他国との緊張関係なんかを見ると、じゃ、どうなってしまうんだというふうな疑問が残るわけです。

それで、国からの説明も十分だとは今の答弁では思えないわけですよね。そうした中で位置づけられるのは大変危険だと、こういうふうに思っています。受け入れるべきではないと私は思っていますが、市の見解を伺いたいと思います。

○三宅地域振興部長　本件につきましては、本年6月に説明を受けて以降、先ほど御報告の中で申し上げましたとおりでございまして内容の繰り返しになりますが、これまで、市として、国に対して、空港の運用、民間航空機の運航ダイヤへの影響、インフラ整備、地域における説明、情報提供などについて、様々確認を行わせていただきました。またあわせて、空港管理者、また運営者の意見を考慮した運用の確保、そして立地しております本市のほか、東神楽町もございますので、住民、その他関係者の理解を得るための取組の要請も行ってきたところでございます。この間、国からは、訓練を実施するに当たっては安全に十分配慮をしつつ、空港周辺の方々、また、民間事業者の活動への影響が最小限となるよう努めることなど、こちらからの確認について、一つ一つ説明をるるしていただいて、それを我々は受けているところでございます。本市といたしましては、このような国の説明を踏まえながら、今後につきましても、引き続き対応を図ってまいりたいと考えております。

○高橋ひでとし委員長　他に御発言ございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋ひでとし委員長　なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、4、その他の（1）常任委員会における取組テーマについてを議題といたします。令和6年10月8日の議会運営委員会において全会一致となった、「常任委員会ごとにテーマを決め、委員間討議を積極的に取り入れ、政策提言等に向けた検討と議論に努める」に基づき、総務常任委員会としては、産学官金連携によるまちづくりについて、及び人権擁護に関する条例づくりについての2件を今期の委員会における取組テーマとし、政策提言等に結びつくような運営を行っていくこととしたいと考えますが、そのとおり扱うことによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○高橋ひでとし委員長　それでは、そのとおり扱うこととします。

以上で、予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋ひでとし委員長 それでは、本日の委員会は、これをもって散会いたします。

---

散会 午前11時01分